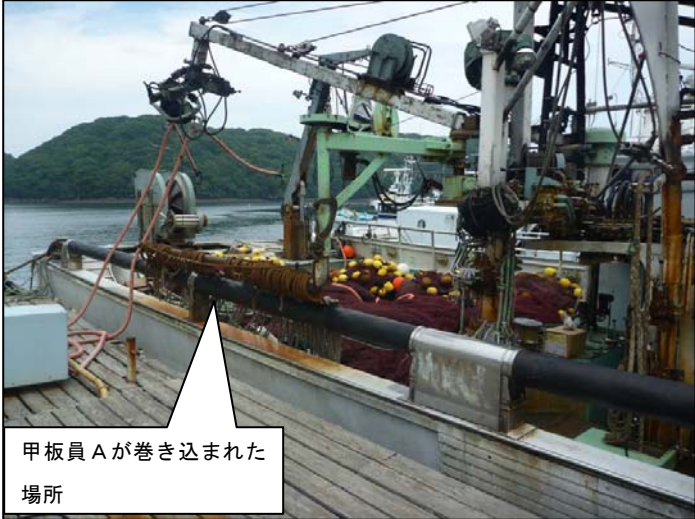


船舶事故調査報告書

平成26年12月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年6月23日 05時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市平戸島南方沖 平戸市所在の尾上島灯台から真方位124°6,000m付近 （概位 北緯33°08.9′ 東経129°23.1′）
事故調査の経過	平成26年6月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十八 ^{ゆうほう} 祐宝丸、19トン NS2-23070（漁船登録番号）、個人所有 17.60m (Lr) × 5.26m × 1.94m、FRP ディーゼル機関、139kW、平成8年4月3日 第291-35914号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年4月18日 免許証交付日 平成22年1月29日 （平成27年4月17日まで有効） 甲板員A 男性 17歳 海技免状等 なし
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、中型まき網漁業船団の網船であり、船長及び甲板員Aほか8人が乗り組み、平戸島南方沖において、船長の指揮の下、乗組員8人が右舷側ブルワーク上に設置されたサイドローラ脇の通路に並んで配置につき、甲板員Aが後部側サイドローラ脇に立って漁網の巻き揚げ作業を行っていた。 甲板員Aは、サイドローラで巻き揚げ終わった漁網が、魚の重さで戻らないように、巻き揚げた漁網を束ねて、サイドローラに巻き込ませて固定しようとし、左手で持った漁網をサイドローラとブルワークの間に押し込んだところ、平成26年6月23日05時00分ごろ回転していたサイドローラに左手を巻き込まれた。（写真1参照）

	 <p>甲板員 A が巻き込まれた場所</p> <p>写真1 サイドローラの状況</p> <p>甲板員 A は、痛みから声を出したところを、別の甲板員が、気付いてサイドローラを停止し、逆回転にかけ、救助された。</p> <p>本船は、漁獲物を運搬船へ積み終えた後、佐世保市太郎ヶ浦漁港に戻り、甲板員 A が、船長が要請した救急車により病院に搬送され、左肋骨多発骨折と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船では、日頃から、船長の指示の下、サイドローラを停止し、漁網の束をサイドローラ下部に押し込んだ後、サイドローラを再始動させて漁網を巻き込み、固定させていた。</p> <p>甲板員 A は、本事故前の操業までは、サイドローラが止まった段階で漁網の束をサイドローラ下部に押し込んでいたが、本事故当時は、漁網の大半が巻き揚げり、サイドローラは回転していたものの、低回転なので、巻き込まれることはないと思い、独自の判断で漁網をサイドローラ下部に押し込んでいた。</p> <p>船長は、日頃から、乗組員に対し、サイドローラが回転しているときに漁網を押し込まないように指導していた。</p> <p>船長及び乗組員は、それぞれが海上の漁網を見ており、サイドローラが回転している中、甲板員 A が、漁網をサイドローラ下部に押し込んでいることに気付かなかった。</p> <p>甲板員 A は、長靴を履き、長袖長ズボンの合羽上下、ヘルメット、軍手を着用していた。</p> <p>甲板員 A は、本船に乗り組んで約 10 か月の経験を有していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、平戸島南方沖で揚網作業中、甲板員 A が、低回転なので巻</p>

	<p>き込まれることはないと思い、回転しているサイドローラ下部に漁網を押し込んだことから、左手を巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、平戸島南方沖で揚網作業中、甲板員Aが、低回転なので巻き込まれることはないと思い、回転しているサイドローラ下部に漁網を押し込んだため、左手を巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、揚網作業手順の指導及び安全管理を徹底すること。 ・ 漁ろう作業に従事する者は、指揮者の指示に従って作業を行うこと。